

新資源管理導入円滑化等推進事業 交付手続きの細目

令和元年9月13日

改正 令和2年7月1日

令和4年5月12日

令和7年3月6日

令和7年5月26日

一般社団法人大日本水産会

国際漁業等再編対策事業費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3水漁第1610号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に基づく新資源管理導入円滑化等推進事業の実施については、交付等要綱、減船・休漁等支援促進事業実施要領（平成31年2月7日付け30水漁第1298号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）、水産加工業支援事業実施要領（令和元年7月11日付け元水漁第269号水産庁長官通知）、相互扶助漁獲支援事業実施要領（平成31年4月1日付け30水管第2969号水産庁長官通知）及び資源・漁場保全緊急支援事業実施要領（令和2年6月12日付け2水港第898号水産庁長官通知）に定めるもののほか、この細目の定めるところによる。

（財産の管理等）

第1 交付等要綱第10の2の（2）に基づく救済費交付金、処理費交付金、魚種転換等支援費交付金、休漁支援費交付金、混獲回避型休漁支援費交付金、水産加工業支援費交付金、相互扶助漁獲支援費交付金又は資源・漁場保全緊急支援費交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けた者は、交付金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（財産の処分の制限）

第2 交付金の交付を受けた者は、取得財産等のうち1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（同令において期間の定めが規定されていない財産にあつては期間の定めなく。）においては、一般社団法人大日本水産会（以下「本会」という。）の会長（以下「会長」という。）の承認を受けずに、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

- 2 前項の規定による本会会長の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を本会に納付させることがある。

(財産管理台帳等の整備保管)

- 第3 交付金の交付を受けた者（取得財産等を所有する者に限る。）は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、別記様式第1号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(混獲回避型休漁支援費交付金について)

- 第4 交付等要綱第10の2の(2)のオの(オ)に基づく混獲回避型休漁支援費交付金の申請者ごとの助成額の上限は、別紙の漁業種類ごとに定める割合に実施要領別記様式第8号において記載された平均漁獲金額を乗じた金額とする。

(資源・漁場保全緊急支援費交付金について)

- 第5 交付金の交付を受けた者が、資源・漁場保全緊急支援事業実施要領の第3の3に規定する事業実施者に交付金を交付するときは、交付等要綱第16、第17、第22及び第27の規定に準ずる条件並びに本細目第1から第3までの条件を付さなければならない。

(相互扶助漁獲支援費交付金について)

- 第6 交付金の交付を受けた者が、相互扶助漁獲支援事業実施要領の第2の2の(1)のオに規定する交付対象者に交付金を交付するときは、交付等要綱第16、第17、第22及び第27の規定に準ずる条件並びに本細目第1から第3までの条件を付さなければならない。
- 2 交付等要綱第9に規定する第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画を農林水産大臣に提出するときは、別記様式第2号によるグループ構成員名簿（連帯保証を含む）を添付しなければならない。

別紙

混獲回避型休漁支援費交付金の支援の上限について

混獲回避型休漁支援費交付金の支援の上限に関して、漁業種類ごとに定める割合は以下の通り。

記

漁業種類		支援の上限に関する割合	
		漁業収入安定対策事業の強度資源管理タイプに加入している場合	左記以外
10t未満の漁船	底曳網漁業を主体とした複合漁業	2.50%	5.00%
	底曳網以外の漁業を主体とした複合漁業	3.75%	7.50%
10t以上の漁船	さんま棒受網漁業、底びき網漁業、かつお・まぐろ漁業、ふぐ・あまだい・はえ縄漁業	2.50%	5.00%
	一般まき網漁業、一般敷網漁業、いか釣り漁業	3.75%	7.50%
	すけとうだら刺し網漁業、すけとうだらはえ縄漁業、さば釣り漁業、一般釣り・はえ縄漁業、船びき網漁業、さけ・ます流し網漁業、その他漁船漁業	5.00%	10.00%
	さけ・ますはえ縄漁業	6.25%	12.50%
	一般刺し網漁業	7.50%	15.00%
定置網	大型定置網漁業、小型定置網漁業	5.00%	12.50%

別記様式第1号

財產管理台帳

会社名（個人経営の場合は氏名）

事業実施年度	令和 年度
--------	------------

[illegible]

別記様式第 2 号

グループ構成員名簿

氏 名	住 所	押印
(代表者)		

上記の者をグループ構成員とし、以下に該当する場合、グループ構成員は同構成員についての交付金返還債務に対して、連帯保証する。

- ア 相互扶助漁獲支援事業に関する取組において漁業関係法令に違反する行為により刑に処されたこと又は行政処分（漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 28 条の規定による処分を除く。）を受けたことが判明した場合
- イ 国際漁業等再編対策事業費補助金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 水漁第 1610 号農林水産事務次官依命通知）若しくは相互扶助漁獲支援事業実施要領（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 水管第 2969 号水産庁長官通知）に基づく処分又は指示に違反した場合
- ウ 再編整備に関して、不正、事務手続の遅延、その他不当な行為をした場合
- エ 対象漁業者等又はその所有する若しくは使用する漁船が、違法・無報告・無規制漁業（以下「IUU 漁業」という。）に従事したとして世界貿易機関に通報された場合又は地域漁業管理機関が作成する IUU 漁業に関する一覧表に掲載された場合